

兵庫県公報

令和2年5月26日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて兵庫県教育委員会が実施した臨時休業に伴い、兵庫県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長が幼児、児童及び生徒の学習保障及び学習支援のために行う長期休業日の短縮について、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月26日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第10号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(令和2年度における休業日に係る特例)

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて県委員会が令和2年4月9日から同年5月31日までの間実施した臨時休業に伴い、校長は、生徒の学習保障及び学習支援のため、第5条第1項第4号から第6号までに規定する休業日について、通算して20日を超えない範囲内で授業日とすることにより、それらの休業日の期日又は期間を変更することができるものとする。

5 前項の場合においては、第5条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日に係る特例)

3 令和2年度における第11条第1項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで並びに附則第4項及び第5項」とする。

(兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日に係る特例)

2 令和2年度における第7条の規定の適用については、同条中「第28条まで」とあるのは、「第28条まで並

びに附則第4項及び第5項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。